一連の見直しに対する広域連合の対応

今までの経過

4月 仮賦課決定通知 4月 特徴開始(年金天引き) 6月 第二回特徵終了 6月 確定賦課決定通知 43市町村(被扶養者10月から徴収分も含む) 7月 確定賦課決定通知 残りの全市町村

見直し案浮上

6月12日 政府・与党案決定 6月19日 厚生労働省「見直し方針」の提示 6月26日 全国事務局長会議 ~ 概要が示される予定

保険料の軽減対策①

政府・与党見直し方針

〇 所得の低い方への配慮として、7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入 80万円以下の世帯について、9割軽減とする。(21年度)

(20年度における当面の対策)

7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。

なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方についても、同等の軽減措置を講ずる。 (8.5割軽減)

【20年度における広域連合の対応】

- 対象者数:約27万人、必要額:17億5千万円
- 10月からは特別徴収しない方向で準備中。(結果として8.5割軽減)
- 端数処理については、検討中。
- 確定賦課時(間に合わない場合は別途)に、特別軽減措置にかかる見直し内容のチラシを同封。

- 「後期高齢者医療に関する条例」の改正(市町村条例の改正は要しない見込み)
- 条例改正に伴い、変更賦課及び賦課変更決定通知書の発送が必要となる。(特別軽減措置の チラシ同封)
- 変更標準システムの受領、市町村徴収システムの改修の可能性
- 端数が生じる場合の対応
- 納入通知書の印刷及び再交付
- 社会保険庁(国保連通じ)に対する特別徴収中止依頼(8月11日まで)
- 見直しにより予定外の発送、納付書印刷費用等経費が発生する。

政府・与党見直し方針

〇 所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には年金収入210万円程度まで)について、 所得割を50%程度(所得に応じて軽減率を変えることも検討)軽減する。※具体的な基準の設定 については広域連合に委ねる。(21年度)

(20年度における当面の対策)

原則一律50%軽減とする。(20年度に実施するかどうかは広域連合に委ねる)

【20年度における広域連合の対応】

- 対象者数:約5万人、必要額:6億5千万円
- 20年度は50%軽減を実施する方向で検討中。(市町村意見聴取)
- 確定賦課時(間に合わない場合は別途)に、特別軽減措置にかかる見直し内容のチラシ同封。
- 21年度については、年内に広く意見を聞き検討することとする。

- 「後期高齢者医療に関する条例」の改正(市町村条例の改正は要しない見込み)
- 変更標準システムの受領、市町村徴収システムの改修の可能性
- 変更賦課及び賦課変更決定通知書の発送が必要となる。(特別軽減措置のチラシ同封)
- 納入通知書の印刷及び再交付
- 社会保険庁(国保連通じ)に対する特別徴収変更依頼(7月16日まで)
- 見直しにより予定外の発送、納付書印刷費用等経費が発生する。

保険料の軽減対策③

政府・与党見直し方針

〇 ①及び②の措置を講じてもなお保険料を支払えない事情がある方については、個別の減免も含め、 市区町村におけるきめ細かな相談体制を整備する。

【広域連合の対応】

当広域連合条例においては、既に保険料の減免に関する規程を設けていることから、今後とも相談する被保険者の実情を適切に把握するとともに、個別相談に適切に対応する。

- 市町村に対する周知徹底
- 市町村における相談体制の整備については、特別調整交付金により全額補助が検討されているところであるが、具体的な方法は示されていない。

保険料の軽減対策4

政府・与党見直し方針

〇 ①~③の措置は平成21年度から実施し、今年度においては、経過的な軽減対策を講ずる。

【広域連合の対応】

- 均等割の9割軽減は、統一的に恒久措置となる予定だが、財源が不明確(基盤安定制度であれば都道府県3/4・市町村1/4となる)
- ・ 所得割の軽減率の具体的な基準の設定は広域連合に委ねることとされており、20年度における所得割50%軽減を変更するかどうかの検討が必要(例えば100%、75%、50%、25%等)

- 再度の「後期高齢者医療に関する条例」の改正が必要。
- 均等割及び所得割軽減策については、いずれも財源が不明確であり現時点で実施の有無の判断 材料がない。
- 法令上、予算の扱い、地方自治体の準備事項等具体的な内容については、別途示されることとなっており、示され次第検討する。

保険料の軽減対策⑤

政府・与党見直し方針

〇 ①~④の財源措置については、システム改修経費等の取扱いや概算要求基準との関係を含め、政府・与党の責任において適切に対処する。

【広域連合の対応】

補正予算案の策定が必要と考えている。

【必要な手続き及び課題】

・ 現段階では20年度の特別軽減分については、特別調整交付金で全額措置される見込みであるが、事務的経費増分が措置されるかどうかは、明確ではない。21年度以降については、まだ不明である。

保険料の普通徴収の拡大について

政府・与党見直し方針

- 年金からの保険料徴収については、以下の場合、申し出により普通徴収ができることとする。
- ① 国保の保険料を確実に納付していたもの(本人)が、口座振替により納付する場合
- ② 連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が180万円未満)で、その口座により納付する場合

【広域連合の対応】

- 取扱いを可能とする政令の改正が7月上旬に予定されている。
- 国が作成するチラシで希望者の申し出を周知。(個別送付)
- 8月11日の取り消し依頼期限を踏まえた広報周知が必要。
- 具体的な手法(申し出方法等)が示されていないが、示され次第、効率的な方法により実施することとするが、対象が高齢者であることを踏まえ、広く広報する。

- 申し出を受け、8月11日までに特徴中止依頼が必要。(期間が短い)
- 市町村にとって膨大な事務となるが、被保険者及び市町村が混乱することのないよう、その手法について検討する必要がある。

診療報酬における終末期相談支援料、後期高齢者診療料について

政府・与党見直し方針

〇 診療報酬における終末期相談支援料については、当面凍結することを含め、取扱いについて中医協で議論を行い、速やかに必要な措置をとるとともに、検証する。後期高齢者診療料についても、中医協で速やかに具体的な検証作業に着手する。

【広域連合の対応】

具体的な方針が決定され次第、連絡されることとなっており国の動きを見極めていく。

【必要な手続き及び課題】

検討経過及び検証結果にかかる広報については、国の責任において実施するよう求める。

広域連合及び市区町村の役割等について

政府・与党見直し方針

〇 制度についての広域連合及び市区町村の果たすべき役割と責任分担を明確に規定する。さらに、国、 都道府県、広域連合、市区町村を通じて一層の広報活動を行うとともに、特に保険料に関する相談対 応について、市区町村の役割を明確にする。

【広域連合の対応】

- 懇切丁寧な対応について、市町村との連携を密にして対応する。
- 市町村広報誌などあらゆる機会を通じた広報の実施。
- 相談対応については市町村に要請するとともに、広域連合としても個別相談に重点を置いた対応を図る(20年4月以降は電話回線の増設・派遣職員の増員で対応)。

- 市町村における相談体制の整備については、特別調整交付金により全額補助が検討されているところであるが、具体的な方法は示されていない。
- ・ 制度及び診療報酬あるいは一連の見直し内容については、国の責任において周知していくことが必要。

医療費助成事業及び人間ドック費用への助成事業について

政府・与党見直し方針

〇 長寿医療制度との関連で自治体独自の医療費助成事業や人間ドック費用への助成事業の在り方について、様々な指摘がある。これらの事業は、自治体独自の事業であることから、それぞれの自治体において、その実情も勘案しつつ、高齢者の方々に対する十分な情報提供や理解を得るための取組みを含め適切な対応を求める。また、広域連合や市区町村の創意工夫による健康増進への取組みを促進する。

【広域連合の対応】

- 医療費助成及び人間ドック関係事業について、北海道など自治体の対応について把握する。
- ・ 広域連合としての健康増進への取組みは、今後、被保険者、市町村の意見を聞きながら実施の 有無を含め検討していく。

- 取り組むにしても、必要な財源を確保する必要があり、保険料による実施について理解が得られるか、あるいはこれまでの市町村における75歳以上の受診実績等の把握が必要。
- 国は必要な財政支援をする予定としているが、その内容等が明らかでない。

事務事業実施について

政府・与党見直し方針

○ 本制度に基づく各種事務事業の実施に当たっては、分かりやすい説明、見やすい印字などに心がけるべきであり、例えば、保険証の切替え時期には、印字を大きく変更するなど高齢者の方々に十分配慮すべきである。

【広域連合の対応】

- パンフ、チラシ等の作成に当たっては、配慮する。
- ・ 被保険者証については、一斉更新時(21年8月)に向け、関係者の意見を聞くなどして検討していく。

【必要な手続き及び課題】

・ 被保険者証の様式変更については、標準システム以外の別仕様となることから、新たに経費が 発生することとなる。

資格証明書の運用について

政府・与党見直し方針

〇 資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前通りの運用とし、その方針を徹底する。

【広域連合の対応】

「相当な収入」の基準は広域連合による判断とされ、詳しい内容は不明であるが、広域連合として統一的な運用基準を策定の上、一定額以上の場合に限り運用することとなり、今後市町村の意見を聞きながら検討する。

【必要な手続き及び課題】

資格証交付要綱の改正、一定の基準の明確化、市町村に対する周知徹底。